

東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成25年12月12日(木) 13:30～14:30

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 108会議室

<教育庁 出席者>

都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係
都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係
指導部 義務教育特別支援教育指導課
総務部 教育情報課

<東京LD親の会連絡会 出席者>

けやき 6名
にんじん村 3名

要望書回答【教育関係要望項目】

1. 早期発見、早期療育について

- (1) LD等発達障害児の早期の確定診断は難しいと言われていますが、その反面、早期療育を行う事はその後の発達に最も効果が大きいと言われています。また早期発見できた場合でも、療育を受けられる児童と受けられない児童のギャップが大きいのも現実です。希望する児童すべてが適切な療育を受けられる様、療育の場を増やし、療育の回数を増やしていただく様にお願いします。
- (2) 診断名がはっきりとつかないハイリスクと思われる児童や、ボーダーラインの児童にも療育を行う場を増やしてください。また、早期に発達障害を疑われる児童の保護者に、療育の内容と支援効果を示し、理解を求めていく様な環境を整えてください。
- (3) 保育所の急増により、保健師の発達障害への理解不足が心配されます。保育士、幼稚園教諭、保健師等幼児期の子どもに関する方々に、①発達障害の基礎知識、②発達障害児への接し方、③発達障害が疑われる子どもがいた場合の保護者への伝え方や連絡方法、等を研修し、発達障害に対する理解を促進するような体制を整えてください。

回答:(総務部 教育情報課)

所管局である福祉保健局に御要望を伝えました。

2. 幼稚園、保育園での特別支援教育

- (1) 幼児期に発達障害の診断を受けた児童が十分な就学前支援を受けられる様に区市町村に働きかけてください。また幼稚園、保育園において、特別支援教育を充実させ学校生活への移行がスムーズに行われる様、就学支援シートの普及を呼びかけてください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

就学支援シートの趣旨や活用の在り方について、区市町村教育委員会への理解啓発をよりいっそう推進し、特別な教育的支援を必要とする子ども達の豊かな学校生活を支援するツールとして活用される様に働きかけております。

- (2) 幼稚園、保育園等における特別支援教育コーディネーターの指名数と実態を教えてください。

回答:(総務部 教育情報課)

関係部署に確認したところ、公立幼稚園では、181園の内156園で指名をしています。公立幼稚園の設置者は区市町村でありますので、区市町村により取組みは様々で、区市町村の中でも各園により支援に関する取組み状況は様々と聞いております。区市町村によっては幼から小への早期連携に資する研修会を実施するなどの取組みを始めていると聞いています。

3. 就学相談

- (1) 就学相談で作られる就学支援ファイルによってどの様に就学先が決められるのか、その基準を具体的に教えてください。また区市町村によって地域格差が生じない様、ご指導ください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

東京都としましては、これまでも区市町村教育委員会における就学相談の過程において、保護者の意見を十分に踏まえると共に、教育や医学、心理学等の専門家の意見を踏まえ、総合的に適切な就学先の決定を進めてまいりました。就学支援ファイルはその過程において作成されます。なお最終的に区市町村教育委員会が就学先を決定する際には、保護者との合意決定を図る事を今後も大切にすることを区市町村教育委員会に周知いたします。

- (2) 特別支援教育推進室の利用状況を、具体的な数字をあげて教えてください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

特別支援教育推進室の年間稼働率の内、66%が利用されております。主な各種利用目的は、就学相談・入学相談に関する説明会が 36%、学校関係者の会議等が 18%、就学相談に関する研修会等が 12%です。就学相談に関する研修会等だけでも年間約 3,000 人の教職員が受講しています。

4. 通常学級における支援

- (1) 小学校、中学校の通常学級の教員の LD 等発達障害への理解の不十分さにより、不適切な指導を受ける児童生徒がいます。

【例】小学校 1 年で入学した日から、板書を連絡帳に写す様に求められ、文字の習得前だったので、最初から自信を失った。

通常学級の教員が ①LD 等発達障害に対する理解の促進、②LD 等発達障害のある児童生徒への指導力の向上、が図られる様な体制を整えてください。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づいて、平成 23 年度より情緒障害等通級指導学級の研究会議において、読み・書きに障害のある児童・生徒に対する指導内容・指導方法の実践研究を進めてまいりました。今後は実践報告会を実施し、指導資料を都内全ての小中学校に配布するなどして、区市町村教育委員会と連携して研究成果の普及に努めてまいります。

- (2) ひらがな、カタカナの指導時間が短く十分に理解しないまま先に進んでしまいます。基礎学力修得に時間を割いてください。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では平成 19 年度から基礎的・基本的な事項に関する調査を実施し、児童・生徒の実態を把握して、学習の躓きの傾向や原因の分析をしています。その分析結果や学習指導要領の目標や内容を踏まえて、児童・生徒の学習の躓きを防ぐ指導基準「東京ミニマム」を作成して、指導の充実を図る事を進めてまいりました。書字等につまずきのある児童の場合には個別の指導計画を作成して、個々の課題に適した学習を計画的に位置付けていく事が重要であると考えています。

- (3) 通常学級での学習支援員の役割については、地域や学校規模による支援内容のばらつきがあり、配置に大きな格差が見られます

【例】サポートを希望しても支援員をつけてもらえないことが多い。必要としている児童が他にもいると断られる。通級を利用しているからと断られる。人員とサポートする時間の短さが問題。

支援内容のばらつきや配置格差が生まれない様、東京都教育庁がどの様に取り組んでいるのかを、具体例を挙げてお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

特別支援教育支援員の配置については、小中学校の設置者である区市町村教育委員会が実施主体となって、それぞれの実情に応じて配置をしております。発達障害の児童・生徒に対する支援について東京都教育委員会としては、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において全ての小中学校に特別支援教室を設置し、在籍校における支援体制を整備していく事を計画しています。また引き続き、センター的機能を活用し、特別支援学校の教員による巡回相談等の地域支援に努めていきます。

- (4) 通常学級と通級指導学級(以下、通級)の連携を深め、通級での指導内容が通常学級でも生きる様にしてください。通常学級で多くの時間を過ごす通級児童にとって、通常学級の担任が、通級での指導の取り組みを理解して下さる事により、より成果が上がるだけでなく、通常学級運営の工夫にも役立つものと考えます。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では、情緒障害等通級の教育課程の研究・開発を目的としたモデル事業を実施しております。在籍学級と連携して個別指導計画を作成し、在籍校での教科学習における目標の明確化、通級での指導の改善を図っています。今後はこのモデル事業における研究の成果に基づいて、教員が活用しやすい指導事例を具体的に示す等して、通常の学級における特別支援教育の推進に努めます。

- (5) スクールカウンセラー活用事業は、いじめ、暴力行為、不登校等、児童生徒の問題行動への心理的ケアを目的とされておりますが、問題行動の背景には LD 等発達障害がある例が少なくないことは周知の通りです。すべての学校にスクールカウンセラーの常時配置を望むと共に、スクールカウンセラーにも教員と同様に発達障害等に関する研修を実施してください。

回答:(指導部指導企画課 代読)

都スクールカウンセラーは児童・生徒の臨床心理に高度に専門的知識と経験を持つ心理の専門家を採用しております。都スクールカウンセラーに対しては赴任から毎年一回、すべてのスクールカウンセラーを対象とした連絡会を実施し、児童・生徒の健全育成上の課題や対応上の留意点等について情報提供及び協議を実施しています。なお、スクールカウンセラーの配置・拡充等は、補助率変更による都の負担増で困難な状況にあります。引き続き国の動向を注視してまいります。

5. 通級指導学級、特別支援学級への入級判定について

- (1) 入級判定の基準について、ガイドラインを明確にしてください。タイプの違う心理テストが使用され、IQ 数値に大きな差が出たため、通級には IQ が届かず、特別支援学級には IQ が高すぎると言われ、対象ではないと言われた例があります。東京都では、①通級と特別支援学級で異なる心理テストを採用する理由、②田中ビネーと WISC どちらの数字を判定の参考にするのか、ガイドラインを明確にしてお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

東京都教育委員会では H21 年 3 月に、通級での指導の開始・終了判定システムの構築に関するガイドラインを公表し、区市町村教育委員会に周知いたしました。その中で通級の対象で、特別支援学級の対象ではない事を確認する方法の一つに、標準化された発達検査等の結果を参考にすると示しました。どの様な発達検査等を活用するのかは、区市町村教育委員会の判断となります。なお、通級における指導の開始、および特別支援学級への就学については、教育・医学・心理学等の専門家で構成される就学支援委員会、またはそれに準ずる委員会を設置し検討する様周知しております。

- (2) 入級判定、通級判定については、心理テストの数値だけではなく、機能や障害特性などを総合的に判断していただく様、区市町村を指導して下さい。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

特別支援学級の就学等については、区市町村教育委員会がその者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案し、総合的に判断し決定しております。東京都教育委員会では今般の政令改正の一部改正の趣旨を踏まえ、区市町村教育委員会に対して上記の内容について留意する様、周知を図ります。

- (3) 複数の障害を併せ持つ子どもの指導方法の確立をお願いします。

どの障害にも特徴が届かず、IQ 数値のボーダーラインで診断名はつかないが重複した困難を持つ児童生徒には、なかなか支援が届きません。ボーダーラインの児童生徒にも支援が行き届く様に希望します。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では一人一人の障害の状況や困難を踏まえて、個別指導計画に基づくきめ細かい指導を行う様に区市町村教育委員会に対して指導・助言を行ってきました。今後とも特別な支援を必要とする児童・生徒の実態を的確に把握して、個別指導計画に基づく指導の充実を図ることができる様、区市町村教育委員会への指導・助言に努めます。

6. 高等学校の支援

- (1) 都立高校入試において特別な配慮を受けられる事を、中学校において障害のある生徒や保護者に早くから広報してください。

回答:(都立学校教育部 高等学校教育課 代読)

障害のある受験者に対する措置については、都内公立中学3年生を対象に6月に配布している「東京都立高等学校へ入学を希望する皆さんへ」、および、10月に配布をしている「東京都立高等学校募集案内」により案内をしています。

- (2) 都立高校入試の特例申請については、中学生の時に特別な支援を受けていた実績がないと申請できないという事ですが、特例申請を希望した障害がある全ての生徒が申請できる様に配慮してください。

回答:(都立学校教育部 高等学校教育課 代読)

都立高等学校入学者選抜における特別措置については、障害により通常の検査方法では受験が困難な者について、検査問題の程度を変えない範囲で検査方法、検査時間、および検査会場について適切な措置を講じております。なお入学者選抜においては、公平性・公正性を担保する事が必要である事から、通常の学習において行っている配慮を超えて措置を行う事はできません。

- (3) 社会に出るための移行支援、キャリア教育が高校では特に重要です。これらのプログラムはすべての都立高等学校で授業等にどの様に組み入れられているのかを、具体的にお聞かせください。

回答:(指導部 高等学校教育指導課 代読)

全ての都立高校ではキャリア教育の全体計画を作成し、教科、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて、系統的にキャリア教育を行っています。またキャリア教育では、専門的知識や経験を持つ社会人や職業人から直接学ぶ事が重要である事から、すべて都立高校では企業やNPO等と連携を図っております。

- (4) LD 等発達障害者には、社会に出てから金銭管理で躓く事が多く見られています。すべての都立高等学校で金融教育、消費者教育を実施してください。

【例1】友人に貯金から多額のお金を貸したが、あとでだまし取られたとわかる。多額のお金のやり取りに注意することを知らなかった。

【例2】バランスを欠いた金銭の使用。趣味の事にお金をつぎ込みすぎ、交通費もないほど生活に困る。

回答:(指導部 高等学校教育指導課 代読)

学校における消費者教育や金融教育は、家庭の必修科目、公民科の現代社会、政治経済等の教科の学習の他、学校行事の一環として取上げられており、東京都消費生活総合センターや金融

広報中央委員会と連携を図り、学校や地域において消費者教育や金融教育を推進していく機会を拡充してまいります。

7. 支援ツールの使用

(1) 授業に支援ツールや技法を積極的に取り入れてください。

【例】NHK デジタル教材、国立特別支援教育研究所データベース、NPO 法人全国LD親の会のサポートツール・データベース等の活用

(2) 特別支援学級や通級で独自に開発された指導法やツールで、通常学級の授業の中で使えるものを、情報交換して取り入れてください。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では特別支援学級の教育内容・方法の充実を目的としたモデル事業を実施しています。本事業で読み書きに障害のある児童・生徒に対する指導内容の方法について研究・開発を行っています。今後は実践報告会を実施したり、指導資料を都内全ての小中学校に配布するなどして区市町村教育委員会と連携して、研究の成果普及に努めます。

(3) 電子黒板、タブレット、電子教科書などを、小中高等学校でニーズに合わせて自由に(オープンに)使用できるように働きかけてください。平成 23 年(2011 年)4 月の国の『教育の情報化ビジョン』にも、平成 32 年(2020 年)までにデジタル教科書・教材の活用、教室への電子黒板の整備、1 人 1 台の情報端末の整備を実施すべき、と明確に書かれています。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

特別な支援を必要とする児童・生徒にとって、障害の状態や特性等に応じて ICT 機器を活用して、各教科や自立活動等の指導の充実を図る事は重要と考えます。特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人の障害の程度等に応じて、ICT 機器を効果的に利用して教育効果を高める事ができる様、区市町村教育委員会や各学校への助言・指導に努めてまいります。

8. 一般の都民への啓発について

(1) 障害者差別解消法、障害者虐待禁止法、いじめ防止法、等の成立により、障害者へのいじめ、虐待の防止、差別の禁止が叫ばれておりますが、実情はまだ多くの誤解と偏見が存在します。一般都民の意識の向上を目指し、発達障害者等見かけではわかりにくい障害への理解啓発についてもご尽力をお願いします。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

現在一般都民に向けては、各区市町村等教育委員会においてリーフレット等を作成して啓発運動に努めていると共に、都におきましても福祉保健局を中心に啓発活動が進められております。東京都教育委員会としても協力に努めてまいります。

9. 東京都 第三次特別支援教育推進計画について

(1) 特別支援教育推進計画 第三次実施計画の進捗状況と、特別支援教室モデル事業の成果を具体的にお聞かせください。

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

現在モデル事業として 4 区市教育委員会、目黒区、北区、狛江市、羽村市で実施をしており、巡回指導を実施しております。実際に巡回指導を行う中で明らかになってくる課題もありますが、在籍をしている学校に巡回指導を行う事により、在籍学級担任と巡回指導担当教員と、指導内容についての連携が深まる事により効果が表れており、在籍の学級での適応状況もよくなっているという事も聞いておりますので、今後とも検証を進めてまいります。

(2) 東京都における通級の指導は多大な効果があります。通級は存続するのか不安視する声も聞かれますが、今後の通級の指導と特別支援教室における指導との関係と展望を、具体的にお聞かせください。

回答：(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

特別支援教室での指導は、通級による指導の一形態として実施するもので、在籍の学級担任と協力し作成した個別指導計画に基づき個別指導や小集団を活用した指導を行います。他校へ通級する事により受けていた指導内容は特別支援教室でもできますので、教員同士の連携も深まり、特別支援教室での指導内容を通常の学級での指導に活かす事ができると考えています。

(3) 平成 26 年度以降の特別支援教育等、東京都の教育ビジョンの展望をお聞かせください。

回答：(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

色々な学習活動に対応できる教室の整備や、施設の柔軟な利用の在り方等に関する新たな指針を策定する等、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備する事により、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実に努めてまいります。また発達障害については現在、東京都発達障害教育推進会議を実施し、都内の公立小中学校・高等学校に在籍する発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤や、教育委員会が今後実施すべき企画を検討しております。

質疑応答 Q&A

Q：(けやき) 教職員が、一人一人の児童・生徒を温かく、大切にして接する様に願います。息子は高校に入ってそのような教員に出会い、中学校の不登校から皆勤賞になりました。

A：(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

指導部の方で発達障害の理解と支援に対する講習会を、毎年 1 回、全ての小・中・高等学校の教員に対して実施しております。

Q：(けやき) 年 1 回の講習会では不足だと思います。現在高 3 の息子の小学校時代の担任には発達障害に対する知識が全くなく、LD ではないかと言うと「お母さんは余計なことを言う」と言って嫌な顔をされ、中学の先生にも「ほっとけ」と言われました。中学校になって教育センターに行ってもやっと相談に乗ってもらうことができました。年に 1 回の希望者のみの講習会ではとても追いつかないのではありませんか？

A：(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

各区市町村の教育委員会で特別支援教育に対する研修会を実施しております。

A：(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

今年度、発達支援教育推進会議を立上げ、小・中・高等学校・特別支援学校を含めて発達障害のある児童・生徒に必要な教育基盤や、先生をどう指導支援していくのかの観点から施策を検討しているところです。

Q：(にんじん村) 通常学級の支援の中での『取り出し』において、特に小学校低学年で作業療法、言語療法、目の使い方の指導の、専門家による指導を取入れて下さい。

A：(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

『取り出し』指導の時間を自立活動(例：目の使い方とか手先の器用さの訓練等)のために使う場合でも、教員が指導しなければならないので、まず教員の指導力を上げていく事が先決です。

Q：(にんじん村) 幼稚園時代に地域の福祉センターで作業療法、言語療法、目の使い方等の支援を受けていたのに、小学校に上がると支援が打切られてしまうのが現実です。引続き支援を受けられる事を望みます。

Q：(けやき) 教員に対する研修会や講習会の中で、作業療法士や言語療法士等の専門家からの指導を受ける事はあるのでしょうか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

教育と作業療法的な内容は全く違うので、どの様に繋げていくかでしょう。もし必要があるならば、個別指導計画に取り入れるとかで連携を取る必要があると思います。小中学校の教員に対しては、都立学校の教員が巡回でいくらでも相談にのりますので、活用して下さい。

Q: (けやき) 個別の指導計画を立てる時に、その様な専門家が入っている場合があるのですか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

個別の指導計画は基本的には教育内容なので教員が書きます。在籍学級の担任と通級の先生が関わって作成していかなければならないのですが、現状は在籍学級と通級が切れてしまっている場合があります。両者が関わって作成していく様、区市町村教育委員会に周知していきます。

Q: (けやき) 息子は中学の時、自分が分かる様になる事により在籍校に行きづらくなったのですが、違う場所の通級があったゆえ居場所を確保する事ができ、ゆっくり自分を見つめなおすことができました。高校生になると、相談したくても、相談機関がありません。第三者が入る事によって学校との関係が良くなる事もあるので、高校にも通級の様な機関を設置してほしいです。また、私立学校に在籍する生徒も多数いますので、私立学校への対応も考慮して下さい。

Q: (にんじん村) 第三次特別支援教育推進計画の確認ですが、①通級は残るのでしょうか？ ②特別支援教室では具体的にどの様な事をするのかをお聞かせください。

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

①通級については個別指導計画を作り、個別の取出し指導なのか、少人数での指導なのか、拠点校に通うのか等は、児童の実態把握と必要性に添って決めていく事なので、必要な場合には拠点校に通って指導を受けることもあり得ると思います。②特別支援教室では巡回指導で、教科の補充的指導、小集団での指導を行っています。

Q: (にんじん村) 通級の場合は週 8 時間という上限がありますが、特別支援教室ではどうなりますか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

通級でも特別支援教室でも上限 8 時間は同じです。通常学級に籍があつて、一部取出しの指導を通級や特別支援教室で補っていく形なので、通常学級の教育課程を履修していく兼合いからその様な上限設定になります。

Q: (にんじん村) 特別支援教室を利用する人は通級に通う事はできないのですか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

在籍校での取出しの指導(特別支援教室)と、(必要があれば)通わなければならない指導(通級)、あわせて 8 時間です。

Q: (にんじん村) 昨年のご回答だと、原則は特別支援教室で、人数の規模が足りない様な場合には拠点校に通う通級とお聞きした様に記憶しているのですが。

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

通常学級の担任との連携が重要ですから、基本は在籍校(特別支援教室)です。何らかの要因で必要があれば拠点校に来る(通級)事もあるという事です。

Q: (にんじん村) 特別支援教室で教える人は、巡回している通級の先生であつて、在籍校の先生が教えるという事は無いのですか？

A: (都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

そうです。ただ連携という意味では通常学級の先生も、時間があればできるだけ特別支援教室でどの様な指導がされているかを見た方がいいと思います。今回モデル地区で視察をした際に通常学級の先生にも来てもらい、通級での様子を見た後に意見交換をしました。通常学級ではとてもおとなしいのに、通級では本当に生き生きして安心しました、と言っておられた先生もいました。連絡帳だけではなく、実際の場面を見て(ビデオ等を活用して)、情報交換をしてもらいたいと思っています。

Q:(にんじん村) H26年度以降の東京都の教育ビジョンの展望について再度詳しく聞かせてください。

A:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係)

特別支援学校の教室整備についての事です。発達障害に関する事と同様に、特別支援学校の教室整備を重要課題としております。知的障害の特別支援学校の教室不足解決の糸口として、色々な学習活動に対応していける教室整備や、施設の柔軟な利用のあり方等、新たな指針を定めていく事としています。

Q:(にんじん村) 第四次計画とかは検討されているのですか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課 特別支援学校係) まだ無いです。ただ、第三次計画を着々と進めていく中で、プラスアルファとして検討していく事はあります。

Q:(にんじん村) 通級は土曜日にも実施するのですか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

現在、土曜日に授業を行うかどうかについては、設置者である教育委員会の裁量によるものですが、土曜授業を行うとし、通級指導を実施することは可能です。

Q:(にんじん村) 中学生で、周囲に通級に通っている事を知られたくない場合があります。思春期も重なり、自分の障害を知られたくないという感情に寄り添った時間・曜日配分をお願いします。

Q:(けやき) 通級のために抜ける通常学級の授業が、音楽とか数の少ない授業だったりするとずっとその授業を受けられなくなってしまいます。

A:(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

学校の裁量によりますが、時間割や受けるコマを工夫しての対処が必要ですね。放課後に実施すると、通常の学級の授業に加えてという事になるので(授業時数のカウント外になります)生徒への負担は心配です。

Q:(けやき) 息子の中学には特別支援学級があり、通級ではなく「取出し」で補習(学習指導員が担当)を実施していたのですが、学校全体の定員が3人で、あまりにも少ないと感じました。定員を増やしてほしいです。

A:(都立学校教育部 特別支援教育課 区市町村特別支援教育担当係)

中学校での補習は担当が実施するものですが、学習指導員が担当していたという事であれば区市町村教育委員会が計画をして配置をしているので、区市町村教育委員会の実施という事になります。

Q:(けやき) 先ほどのスクールカウンセラーについての回答の中に、「国の動向を注視していく」とありましたが、どの様な意味なのでしょう？様子を見て削減・廃止する事もあるのでしょうか？ぜひ常駐させて下さい。

A:(指導部 指導企画課)

東京都のスクールカウンセラー活用事業は国の補助事業として実施しているため、国の動向により影響を受けるという意味です。

Q:(にんじん村) スクールカウンセラーについてですが、質問では「発達障害等に関する研修を実施して下さい」とありますが、それに対する回答がありませんでした。また、昨年度の回答では「いじめや不登校等の心的ケアを目的としており、発達障害へ対応する人材の配置ではない」との事で非常に失望しました。今年の回答ではその点に触れていませんが、発達障害に関する研修等の実施をお願いします。

A:(指導部 指導企画課)

東京都が採用しているスクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格を持った発達障害を含めた内容を十分理解している専門家です。また、東京都が毎年実施しているスクールカウンセラー連絡会は、東京都の児童・生徒の健全育成上の課題などについて、情報提供、対応の仕方などを共有するものです。

Q:(にんじん村) スクールカウンセラーに発達障害に関する各種資料を渡したところ、とても喜ばれました。ぜひ東京都からも情報提供をして下さい。

A:(指導部 指導企画課)

東京都が実施するスクールカウンセラー連絡会等の機会を活用して、必要に応じて情報を提供していきます。

(けやき) 高等学校でのキャリア教育ですが、発達障害がある生徒の場合、「仕事」がどのような事であるかすら分かっていない場合があります。中学校では職場実習がありましたが、高等学校になるとありません。高等学校で、特別支援学校以外でも職場実習を経験できる様、検討をお願いします。

A:(総務部 教育情報課)

指導部の高等学校教育指導課に伝えます。

Q:(にんじん村) 学校の先生は、「東京ミニマム」の内容を知っていて活用されているのでしょうか？ 活用状況を教えてください。

A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会は、H20年に「児童・生徒の学習のつまづきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」を、H22年に「東京ミニマム(改定版)」を、区市町村教育委員会、都内全公立中学校各校及び都内公立小学校全教員に配布しました。その周知と活用を図るため、区市町村教育委員会や都内小・中学校教員を対象とした説明会を、H20年に7回、H22年には4回開催しました。今後も区市町村教育委員会と連携して、指導主事等連絡協議会等を通して指導の充実を図っていきます。

Q:(けやき) 東京都教育委員会と区市町村教育委員会がどの程度連携があるのかが不明です。

A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

特別支援教育担当指導主事が各区市町村におり、「特別支援教育担当指導主事等連絡協議会」で個別指導計画に基づく指導や、特別支援教育に関する助言・指導・周知をしております。

以 上